

近世時代・宮古の杣山（公有林）

館長（学芸員） 砂川玄正

1 はじめに（杣山造営以前の木材調達の状況）

宮古島は地質或いは台風のせいか古来より大木が育たず、大方の木材を沖縄本島・八重山に依存してきた。特に近世以前は大方を八重山に依存していたようで『慶来慶田城由来記』は「八重山がまだ琉球の支配下に入らない頃、宮古の豊見親が八重山を全て支配して何かと従わされていた時、年々、きや木（キャーギ）・おもと竹・いく木（モッコク）・桑木を家の材木として度々所望してくるのでそれらを取り揃え納めてきたが、今度は又、蔵の材木として、よし木（イスノキ）60本余（長さ4・5間、太さ5・6尺回り）、こし木（かし木、1尺4・5寸角の木）を所望してきた。仕方なく百姓を集めて申し付け、仲良山辺りへ参って山宿を構え、こさ嵩（御座岳）の近辺から右の員数を切り、山から木を引き出す人夫として男女二百人余を呼び寄せ、道筋の半分過ぎまで引き出した時、村から宮古島の豊見親が死んだとの早使いが来たので、全員これを聞いて大いに悦び、右の木はそこの川原に打ち捨て、「さらばさらば」と大声をあげ、帰り道の途中、嵩辺に登り大声をあげたので、この嵩の名を「さしこいびり」と名付け、又、右の木材を捨てた川原を豊見親柱川原（トュイミャバラカーラ）と名付けた。」と記している。

又、『宮古史伝』は、1500年代、四島の主が「仲宗根豊見親の命を奉じて造船監督となって八重山島に航し、幾多の辛酸を嘗めて砂川船を造り職責を完ふして販った。これを歌へるアヤゴ今に残る」「四島之主は造船監督になって八重山島の古見（西表）に度々渡航したので、又、古見の主ともいひ、又、八重山之主ともいふ」と記し、「四島の主のアヤグ」はこのくだりを〔狩俣の四島の主よ、何が欲しくて八重山に参られたか〕「新しい船を美しい乙女ほどに欲しいので、木造船を可愛い者ほどに欲しいので来たのだよ」〔それ程ならば、三つ葉四つ葉の芽生える頃から、草を取り下枝をおろして育てあげた木が今は大きなイク木（モッコク）に成長しているので、それで船を造りましょう〕〔大木の下・高木の下に集まって、皆でなぎおろし真っ白い美しい浜に下ろして、砂川船・かりゆす船を造ってあげましょう〕と歌っている。

近世以前の宮古が建築及び造船用材を八重山から調達していたことを示す史料である。この様な状況は近世に入ってもさほど変わることはなかったようで、八重山の『參遣状』康熙38年（1699年）の条に「八重山の地船1艘・宮古島の地船1艘を造船する定めがなくなれば地元の利益になると、諸役人から申し出があったので、いろいろ検討し上申書を披露した処、これまで通りするのが良く許可できないことなので、この旨、申し渡すこ

と」とあり、『白川氏系図家譜』は12世恵治の項で「1701年、砂川船を修造するため八重山に至り修造を終えて5月4日帰島。これまで古見島で船隻を造りその船で石垣に至って費用等を査証していたが、古見島から石垣に至るには海路7里も離れており、暗礁も多くて乗り渡るのは困難である。当時の彼の在番はこれを思いその例を改め、小舟で石垣に至って査証する定規としたので、今は甚だ便利である」と記している。又、『就杣山惣計条々』(1748年)は「宮古島は以前から山敷がない。杣山さえ造成してあればその島の造船や家の建築など、他所に頼ることなく済むけれども、今も造船の際には八重山に渡り材木を所望し、或いは沖縄本島から購入し、或いは大和船・馬艦船から高値で買い取っている」と記し、更に1874年の『富川親方宮古島規模帳』も「宮古島は山敷が狭く次第に憔悴して材木が不自由なため、船作業にも支障をきたし、雇船で諸物の運送を行っている。蔵元並び諸所の新築補修・家屋建築用の材木等は沖縄本島に注文し、又は馬艦船の水主共が持ち下るのを購入し、島の損失は大きいものとなっている。杣山方式帳に基づき、杣山の造成・養生・取締りなどに専念し、将来、諸木を繁茂させ島用として自給できるよう考慮すること」と記している。

18世紀中頃には宮古でも杣山造成が進められているが、未だ大木を自給するまでには至らず、造船用の材木や家屋建築用の材木等は、大木の豊富な八重山や沖縄本島に依存、或いは、大和船や馬艦船で搬入される島外からの木材に、大方、依存していたことがうかがわれる。

宮古の杣山造成は、1655年の白川氏10世恵根による松樹の導入及び1681年の松林の造林に始まる。次いで1715年には、白川氏12世恵治により野田杣山・大野杣山が造成される。その後、琉球王府は杣山の管理・監督のため1736年に山奉行所を設置し、「杣山方式帳」「山奉行所規模帳」等を交付して、これに基づく杣山の造成・造林・保護・管理・監督を精力的に進めていくが、この項では、近世時代、宮古の杣山がどの様な目的で造成され、どの様な体制で杣山の造成・造林・保護・管理・監督が行われていたのか、『白川氏正統系図家譜』『就杣山惣計条々』『与世山親方規模帳』『富川親方規模帳』『富川親方宮古島杣山職務帳』『宮古島近古文書』等の史料から杣山関連の事項を抜粋紹介し、宮古の杣山造営に関する大凡の概要をまとめることにする。

2 『白川氏系図家譜』に見る「宮古の造林」

①白川氏正統十世・下地大首里大屋子恵根（生1625年～没1702年）

宮古島には元々松の樹は植生していない。この松の樹を宮古島に初めて導入し造林を行ったのは白川氏10世・下地大首里大屋子恵根である。恵根は1655年に下地の頭（大首里大屋子）に任命され、同年、琉球へ上国。琉球滞在中に小松数株を求めて島に持ち帰り土壌

の適した場所を選んで試植した。恵根は以前から「海を渡る者は船隻を必要とし往還する者は馬車を必要とする。けれども宮古島には松樹がなく造船の木材を欠いている」との思いがある、特に松樹を求めて帰り試植した。「今、大武山に松樹が5株・島尻後に1株あって高木になっている。宮古本島に松樹があるのはこれより始まる」とされる。その後、恵根は1678年には惣横目を任命され更に1680年には下地の頭に再任される。その翌年(1681年)、恵根は小松2000本を王府に要請して宮古に持ち帰り洲鎌村に植樹。「今に至って繁茂し、本島の用材及び他国船の橋帆桁・船板などにこれを用いている。宮古本島の松林はこれより始まる」と『系図家譜』は記している。

時すき古縫竹中土雲縣並下頭・持二制不屬解でニ古都土ヤ東奥式御職官通出・羅文君御
林り曰々前〔白川氏十世〕下地親雲上恵根

◎順治十二年七月朔日任頭下地大首里大屋予
(1655年7月1日、下地の頭・大首里大屋子に任命される)

式典御恩

日子良五子

◎同年在國之時求得小松數株持來本島撰土性之所宜以為試植、原是恵根密想涉海者必用船
隻往還者必用車馬此當然之理也奈本島無有松樹欠造船之木、恵根思密及此特求松樹始植
本島、今大武山有松木五株島尻後一株為喬木、島有松樹從此而始。

(対訳)

(見解)

1655年、琉球滞在中に小松数株を求め得て、宮古本島に持ち帰り土壤の宜しき所を選んで試植を行った。元々から恵根は密かに思っていた。海を渡る者は船隻を必要とし往還する者は車馬を必要とすると。これは当然の理である。けれども、宮古本島には松樹がなく造船の木材を欠いている。恵根は密かに思い及び、特に松樹を求めて、初めて本島に松樹を植えた。今大武山に松樹が5株・島尻後に1株あり喬木(高木)となっている。島に松樹が有るのはこれより始まる。

◎康熙十七年戊午九月二十七日任惣横目
(1678年9月27日、惣横目に任命される)

◎同十九年庚申閏八月九日再任頭下地大首里大屋予
(1680年8月9日、下地の頭・大首里大屋子に再任される)

◎同二十年、奏請小松二千本持下本島洲鎌村選其所宜以為植之、至今致茂盛祢本島之用及
他國船橋帆桁船板等之用、是本島之松林自是而始。

(対訳)

この表題度・明門力

1681年、小松2000本を要請し宮古本島に持ち帰って洲鎌村の土壤の宜しき所を選んでこれを植えた。今に至って繁茂いたし本島の用材及び他国船の橋帆桟・船板などにこれを用いている。宮古本島の松林はこれより始まる。

◎康熙二十三年丙子正月初七日、奉命隨奥親雲上悉學農業之法、既而歸島傳授同僚及吏役島民等、從是皆能盡心立曷力以治農田島民漸富每年貢賦不欠、今其農法之書藏護御藏其緣由左記。

覺

耕作之儀、此節從御國元奥親雲上稽古ニテ被罷下候ニ付、頭下地親雲上引付稽古サセ伝受之書附持下候ニ付、其島男女中へ細々申聞、無油斷入精候様可被申付候。前々ヨリ村々ハ首里大屋子・与人へ入念可致下知申付置候。右之上此節ヨリ頭三人ニテ三手三分下知被仕旨被仰付候。若シ緩敷於有之ハ下知人可有御沙汰候。此旨可被申渡候。以上。

予正月七日

恩納親方

宮古島

在番頭

(対訳)

1684年1月7日、命を奉じて奥親雲上に従い悉く「農業之法」を学び、島に帰って同僚及び役人島民等にこれを伝授した。これにより皆能く心を尽くし活力を以て農業を行い、島民は漸く富裕になって毎年の貢賦も欠かすことがない。今その農法之書は御蔵に保管されている。その理由を左に記す。

覚

農耕作の儀、この度、薩摩より奥親雲上が稽古を積んで帰国したので、頭・下地親雲上恵根を密着・稽古させ伝授の書簡を持ち帰らせるので、島中の男女に詳細に申し聞かせ油断なく専念するよう申し付けられるべきこと。以前より各村は首里大屋子・与人に念入りに下知するよう命じてあるが、これからは頭3人で3手に分かれて下知を行うよう命じられている。もしも農耕作に緩みが生じた時には下知人にご沙汰が有るであろう。この旨、申し渡されている。

②白川氏正統十二世・平良大首里大屋子恵治（生1668年～没1744年）

恵根の意志を継いで宮古島の造林を積極的に押し進めた役人に白川氏12世・恵治と白川氏13世・恵通がいる。

白川氏12世・恵治は1713年に平良の頭（大首里大屋子）に任命され、1715年には王府の命を奉じて頭3名で各隊を作り諸村に杣山を造成。野田山・大野山には松敷地を8160坪、又、村数に応じて8ヶ所に諸木敷地63940坪を造成した。

[白川氏十二世 平良大首里大屋子 恵治]

◎康熙五十二年癸巳九月十二日任頭平良大首里大屋子

(1713年9月12日、平良の頭・大首里大屋子に任命される)

◎康熙五十四年、奉命頭目三員毎員為隊督管諸村杣山仕立高左記。

一、松敷八千百六十坪 野田山・大野山

一、諸木敷六万三千九百四十坪 応村數八個所仕立之

(対訳)

1715年、命を奉じて頭3人、各頭ごと隊をなし諸村を監督して造成した杣山面積。

1、松敷地8160坪 野田山・大野山

1、諸木敷地63940坪 村数に応じて8ヶ所にこれを造成した。

③白川氏正統13世・平良大首里大屋子恵通（生1691年～没1762年）

白川氏13世・恵通は1734年9月に松原首里大屋子から多良間首里大屋子に任命され、多良間島に赴任する。しかし、翌1735年4月には「宮古島は材木の少ない所なので以前から山の造林を命じてあるがその効果がないので、1729年に恵通に松山造林の下知役を命じてある。下知役を交代しては松山造林の成就是難しい。恵通が多良間島に赴任しては3年間も山方勤務を離れることになる」との理由で転任地の変更を命じられ、狩俣首里大屋子に転任して造林下知役を兼務し、以後、離島勤務は保留となる。

その後、1737年、恵通は平良の頭（大首里大屋子）に任命される。この年、蔡温の『杣山方式帳』が交付され、宮古では杣山を総轄する杣山惣主取が「在番筆者1名・頭1名」となるが、この杣山惣主取に平良の頭・恵通が任命される。宮古で最初の杣山惣主取である。1738年には蔡温から「山林之法」「決川之法」を学び、1739年には杣山仕立下知役8人・筆者8人・諸村山当53人の配置を許可される。1740年・41年には宮古島・伊良部島・多良間島の山林敷地の測量図を作成。山敷地面積を把握して造林計画を立て、1742年には杣山筆者18人を兼務させて村垣・海垣・御嶽・竹山・蘇鉄山を造成する。更に「大皆粉地に松敷地 80,000坪」「大武山に松・諸木敷地 474,140坪」「箕隅に松敷地 1,500坪」「大嶺に松敷地 4,800坪」「長山に松・諸木敷地 157,880坪」「深底に唐竹 1,200坪」を造成し、櫻木・福木は島種子で造林し、島にない杉・桐・茶木・イチョウ・シチヤマ木・桔木・ヨス

木・山桃などは種子・小木を王府に要請して取り寄せ各地に試植を行ってその造林に励んでいる。

[白川氏十三世 平良大首里大屋子惠通]

◎雍正九年辛亥九月十七日任松原首里大屋子

(1731年9月17日、松原首里大屋子に任命される)

◎雍正十二年甲寅九月十五日任多良間首里大屋子

(1734年9月15日、多良間首里大屋子に任命される)

◎雍正十三年乙卯四月朔日転任狩俣首里大屋子其縁由左記

附 四月二日從御物奉行安里親方様・糸数親雲上様被成下候旨趣、宮古島之儀、材木無之所ニテ跡々ヨリ仕立山被仰付置候得共、其詮無之候ニ付テ、去ル酉年ヨリ右狩俣首里大屋子江松山仕立下知役被仰付置候、右ニ付テハ下知人致交代候テハ人々見立次第引改成就難成候、狩俣儀多良間島役相勤候テハ三年山方相離候ニ付此筋狩俣繰替被仰付候、依之弥山方始終之請込被仰付向後離島役被召留候、松山仕立之儀、其詮相立永代所中之重宝ニ相究候ハバ到子孫モ其御見合ヲ以テ品能可被召仕候条、励精力相勵候様ニト蒙御冥加不淺兼務仕候。

(対訳) 1735年4月1日、転任・狩俣首里大屋子に任命された其の理由を左に記す。

附 4月2日、御物奉行安里親方様・糸数親雲上様より達示のあった趣旨。宮古島は材木のない所なので以前から山の造林を命じてあるが、その効果もないので、去る酉年(1729年)から右・狩俣首里大屋子へ松山造林の下知役を命じてある。松山の造林は下知人を交代してはその人々の鑑定次第で改められ造林の成就是難しくなる。狩俣首里大屋子が多良間島に転勤しては3年間山方勤務を離れることになるので、この節狩俣村勤務への変更を命じられた。これにより山方勤務を全て任せられ、以後、離島勤務を留められている。松山造成についてはその手段を立て永久に村の重宝になるよう究めれば、子孫に至ってもそれは引き継がれ品よく管理されるものであるから、精力的に働くようにとの有り難い言葉を被り造林下知役を兼務している。

◎乾隆二年丁巳十月朔日任頭平良大首里大屋子

(1737年10月1日、平良の頭・大首里大屋子に任命される)

◎同年、十月十三日奉命兼務杣山惣主取其縁由左記

附 御物奉行安里親方様・与那原親雲上様ヨリ被成下候旨趣、宮古島仙山仕立役人被召立置事候得共、惣主取無之候テハ諸事下知方差支候ニ付テ、向後、在番筆者一人・頭一人惣主取被仰出候。在番筆者之儀者罷渡候ハバ一人ハ山方賦合承、尤何某承候段被申越置、帰帆之節首尾可申出候。平良親雲上儀ハ幸當役被仰付候間、始終山方惣主取勤通被仰付候。山方被入御念右通被仰付事候間、隨分入念相勤様ニト蒙冥加不淺兼務仕候。

(対訳)

1737年10月13日、仙山惣主取の兼務を命じられる。その理由左に記す。

附 御物奉行安里親方様・与那原親雲上様より達示のあった趣旨。宮古島仙山仕立役人を設けてあるけれども、惣主取がいなくては諸事の下知方に支障があるので、以後、在番筆者一人・頭一人を惣主取に任命する。在番筆者が宮古に赴任したら一人は山方に配置し、何某が山方配置を承った旨、報告しておき、琉球に帰る際にその経過・結果を報告すべきこと。平良親雲上惠通については幸い当役を命じられているので、終始、山方惣主取を勤め通す様命じられている。山方には念を入れ右の通り命じてあるので随分念を入れて働くようにとの有り難い言葉を被り山方惣主取を兼務している。

◎乾隆三年十月九日蒙隨國師三司官蔡氏具志頭親方文若學山林之法及決川之法由、是賜山林真秘一卷、且其緣由之書左記。

附 御物奉行座喜味親方ヲ以テ被仰付候旨趣。宮古島之儀、仙山仕立方跡々ヨリ被仰付候得共、仕立候方式不案内故其詮無之候。依之此節右仕立方稽古被仰付候間、以後專引請隨分入精兼務仕候様ニト蒙仰冥加不淺相勤候。

(対訳)

1738年10月9日、国師三司官蔡氏具志頭親方文若に師事し「山林之法」「決川之法」を学んだ由、これ「山林真秘一卷」を賜る。その関係の書類を左に記す。

附 御物奉行座喜味親方より達示のあった趣旨。宮古島の儀、以前から仙山仕立役を命じてあるが、仕立（造成）の方法に不慣れなためその効果が現れない。これによりこの度、仕立方の稽古を命じておくので、以後、稽古に専念し充分入精して兼務を勤める様にとの有り難い言葉を被り勤務している。

◎乾隆四年己未十一月六日奏允仙山仕立下知役八人・筆者八人・諸村山當五十三人著為定規。

(1739年11月6日、仙山仕立下知役8人・筆者8人・諸村山當53人の定規を許可される)

◎同六年辛酉二月五日為巡見風俗及山敷針圖事、同在番筆者漢那里之子親雲上及び吏役至多良間島、公事全竣同月十八日帰島。

(1741年2月5日、風俗巡検及び山林敷地の測量図作成のため、在番筆者漢那里之子=総主取役人ら多良間島に至り、公事を全て終了して同月18日に島に帰る)

◎同七年杣山針圖及同帳全濟既而上國其竣其印紙持來藏護御藏。

(1742年、杣山測量図及び同帳面を全て作成し、上国してその終了を告げ、その決裁書類を持ち帰って蔵に保管してある)

附

一、申三月三日從御物奉行座喜味親方様・湊川親雲上様御差図之旨被仰越候者、宮古島之儀、跡々ヨリ杣山仕立被仰付置候処右法式無案内故其詮無之ニ付、去々年頭平良親雲上以下右法式稽古被仰付當日山仕立申事候間、平良申合在番板良敷親雲上惣下知ニテ筆者漢那里之子親雲上役々相添隨分入念山敷針竿仕付、其首尾可申上旨御座候ニ付
大地中并伊良部島・多良間島弥針竿仕付持登。

(対訳)

1、1740年3月3日、御物奉行座喜味親方様・湊川親雲上様からの指図である旨の達示は、宮古島は以前から杣山の造成を命じてあるがその方法に不慣れなため効果が現れていない。それで昨年、頭・平良親雲上惠通以下役人は造成方法の稽古を命令され、当日、山の造成をすることになったので、平良親雲上惠通と申し合わせ、在番板良敷親雲上の総指揮のもと筆者漢那里之子親雲上と役人らを付き添え念入りに測量を行った。その経過結果を報告するため「宮古島並び伊良部島・多良間島の測量図」を持参して上国した。

一、板良敷御事、酉三月二十八日被致病死同秋在番立津親雲上御渡海再見之上、弥相究大地並伊良部島・多良間島惣坪取立、其内喰実山敷差分ケ訟、請之。

(対訳)

1、板良敷親雲上の事、1741年3月28日に病死し、同秋に在番立津親雲上が来島して再確認の上、あまねく宮古島・伊良部島・多良間島の山敷地の総面積を把握し、その内の果樹山の敷地を差し分けるよう訴えたのでこれを了解した。

一、乾隆七年丙居戌十一月四日奏請設立杣山筆者十八人兼務村垣・海垣・御嶽・竹山・蘇鉄山。勤役中松諸木立高左記。

一、大皆粉地 松敷八万坪

一、大武山 松・諸木四十七万四千百四十坪

内訳（下記参照）

内訳
松敷 六万八千四百二十坪

諸木 敷四十万五千七百二十坪

一、箕 隅 千五百坪・松敷

一、大 嶺 四千八百坪・松敷

一、長 大 山 松・諸木十五万七千八百八十坪

内訳
松敷 二百三十坪

諸木敷十五万七千六百五十坪

一、深 底 唐竹千二百坪

内訳（下記参照）

一、杉・桐・茶木・イチョ・シチヤマ木・桔木・ヨス木・山桃者當島無之故、種并小

木申請試植所々愈地合能年增繁榮之為。櫻木・福木者島種子ヲ以愈仕立之。

（対訳）吉田貢・吉成の材蓄・賀曾の山地・道城の西古奉山に於て鑿標西古奉山

1、1742年11月4日、王府に要請して、杣山筆者18人の兼務で、村垣・海垣・御嶽・竹山・蘇鉄山を設立。勤務中に造成した松・諸木の造成面積を左に記す。

内訳（下記参照）

1、大皆粉地 松敷地 80,000坪

1、大武山 松・諸木敷地 474,140坪

内訳——松敷地 68,420坪

——諸木敷地 405,720坪

ありて此を算計す

1、箕 隅 松敷地 1,500坪

1、大 嶺 松敷地 4,800坪

内訳（下記参照）

1、長 大 山 松・諸木敷地 157,880坪

内訳——松敷地 230坪

——諸木敷地 157,650坪

内訳（下記参照）

1、深 底 唐竹 1,200坪

1、杉・桐・茶木・イチョ・シチヤマ木・桔木・ヨス木・山桃は宮古島にないので、

種子・小木を王府に要請し所々に試植した処、土壤に合って年々繁茂している。

櫻木・福木は島の種子を以て造林している。

ありて此を算計す

3 桧山制度

1736年（乾隆1年）、琉球王府は桧山の管理・監督を目的とする山奉行所を設置した。「昔は人口が少なく諸制度も整備されず、森林は自然に放任されて、その土地や産物の採取は人々の自由に委ねていたが、中古に至って人口・農地が増加して森林が減少し、木材も次第に欠乏する状況がでてきた」ためである。山奉行所設置以降、王府は数年に渡り桧山の調査・面積測定等を実施して「桧山針図帳（実測図）」を作成。『桧山法式帳』（1737年）・『山奉行所規模帳』（1737年）・『桧山法式仕次』（1747年）・『樹木播植方法』（1747年）・『就桧山惣計条々』（1748年）・『山奉行所規模仕次帳』（1751年）・『山奉行公事帳』（1751年）等の法令を次々と発布して桧山制度の基礎を確立した。

○1737年（乾隆2年）発令

- ・『桧山法式帳』は、造林・保護・利用の大要を定めたもの。内容は「桧山見様之事」「桧山養生之事」「遠山樹木見様之事」で構成されている。
- ・『山奉行所規模帳』は、山奉行所の処務・桧山の管理・宮林の方法・反則者の罰則を定めたもの。

○1747年（乾隆12年）発令

- ・『桧山法式仕次』は、桧山法式帳の追加。
- ・『樹木播植方法』は、造林の方法を示したもの。内容は「桔梗差様」「桔種子植様」「桐木仕立様」「松仕立様」「桔木仕立様」「櫻木いく木いちはじよ木仕立様」「桧山内樹木憔悴の所仕立様」「広大野樹木仕立様」「竹仕立様」「毎年竹山相改候歲相記様」で構成されている。

○1748年（乾隆13年）発令

- ・『就桧山惣計条々』は、桧山の保護・監督・監督の理由・桧山に対する将来の方針を示したもの。

○1751年（乾隆16年）発令

- ・『山奉行所規模仕次帳』は、桧山犯罪に対する罰則の追加。
- ・『山奉行公事帳』は、山奉行以下桧山関係役人の採用・その権限等を規定したもの。

これらの法令の内、『就桧山惣計条々』は、琉球国が林制を重視した理由及び宮古島の桧山造成について、次のように記している。

〔就杣山惣計条々〕

一、御当國、前代は人居七八万人罷居候付て國中之用木存儘相達為申由候、以後、漸々人居致繁榮最早式拾万人に相及候故、家普請船作事并諸道具等応人居相増候儀は案中之事候、就中御本殿御普請唐船作事之儀大材木にて無之候得は絶て不罷成積候、然処從前代杣山法式無之心儘に伐取焼明年増木絶に成行最早大材木甚有少く罷成、尤杣山も悉致憔悴候付至極及念遣、去拾四年戊卯年山奉行被召立杣山法式并規模を以委細被仰渡くり舟作候儀も堅禁止仰付置候。

(対訳)

1、琉球国は前代は人口が7・8万人で國中の用木は自由に調達してきた。その後、次第に人口も繁栄し最早20万人に及んでいるので、家の建築・造船・諸道具等も人口の増加に応じ増加するのは当然である。なかんずく御本殿の建築・唐船の造船は大きな材木がなくては建築も造船もできるものでない。しかしながら、前代は杣山法式がなく自由に伐採したり焼き開いたり年が経つにつれ樹木が絶えた状態となり、最早、大きな材木は甚だ少なくなっている。杣山も殆ど憔悴しているので至極心配し、去る14年（乾隆元年＝1736年）に山奉行を設けて杣山法式並び規模を以て詳細に指示し、くり舟の造船も厳重に禁止する旨、指示してある。

〔就杣山惣計条々〕

一、衣食之儀は年々人々之働を以相調候故今より先拾万人余相重候共田畠之本法を以致作毛并家業入精候はば衣食に付ては不足無之積に候、樹木之儀は作毛と相替數十年相経不申は材木之用に相立不申、殊更大材木は七八十年も百年も年数相経不申は御用相立不申に付、杣山方別て肝要に被仰渡御事候。

(対訳)

1、衣食については、年々、人々の働きを以て調達するので、今より先10万人余に人口が増えても、田畠の本法を以て農業・家業に専念すれば衣食については不足はないものと思う。樹木の場合は農業と異なって数十年も経過しなければ材木の用に達せず、特に大きな材木は70年・80年・100年も年数を経なければ用立てできないものなので、杣山の造成は特に重要である旨、指示してある。

〔就杣山惣計条々〕

一、宮古島

右島之儀、跡々山敷之差分無之候得共太分之薄原徒に持合候付、此節山敷差分杣山の仕立様折角相勧せ候。杣山さへ仕立得候はば其島の船作事家普請等他方無構可相済之処

此程船作事は八重山へ罷渡材木致所望作事仕、尤家材木も八重山より買取或は於御当地も買入或は大和船馬艦船よりも高値を以買取、段々物入所中之痛に相成候儀、畢竟、彼島柾山無之故候。依之新規に柾山仕立方委細被仰渡置候。

(対訳)

1、宮古島は以前から山敷の区別がないけれども、大分のすすき原を持っており、この節山敷を区分して柾山造成のため働かしている。柾山さえ造成してあればその島の造船や家の建築など、他所に頼ることなく済むけれども、今も造船の際には八重山へ渡り材木を所望し造船を行っている。家の材木も八重山から買い取り、或いは沖縄本島から購入し、或いは大和船・馬艦船より高値で買い取っているため、段々、経費が重なりその地の負担加重となっている。これは畢竟、宮古島に柾山がないためである。これにより新規に柾山の造成方を詳細に指示してある。

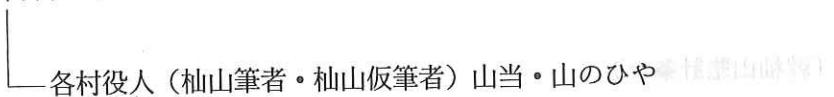
即ち、琉球国は前代は人口が少なく國中の木材は自由に調達してきたけれども、人口の増加に伴い木材の需要が著しくなり木材が不足して支障をきたしているため、柾山の造成・利用・保護・監督が必要であるとし、柾山がなく木材を他所に依存している宮古島の場合は、木材の自給自足のためにも柾山造成を行う必要があるとしている。

1736年、柾山の管理監督のため山奉行所が設置され、琉球には、総山奉行3人・山奉行3人・仮山奉行3人・大屋子3人・仮筆者3人・加勢筆者20人が配置された。国頭・中頭には山奉行並び山筆者を在勤させたが、宮古・八重山、その他の離島には山奉行・山筆者を配置せず、王府から派遣した在番役人にその職務権限を与えた。宮古においては在番を頂点に在番筆者1人・頭1人が総主取となり、各間切には下知役として首里大屋子か与人の内1人と目差1人が任命された。その配下に各村役人(柾山筆者・柾山仮筆者)が配置され、更に、村役人の下に村人から充当される山当・山のひやは配置された。これら山當・山のひやは村役人の命令に従い、営林・保護・取締り及び用木の伐採などに従事した。

【宮古の柾山管理体制】

山在番 — 総主取(在番筆者1人・頭1人)

各間切下知役(首里大屋子か与人の内の1人(3人)+目差1人(3人))



各村役人(柾山筆者・柾山仮筆者) 山當・山のひやは

4 『与世山親方宮古島規模帳』(1768年)に見る杣山関連事項

次の条項は『与世山親方宮古島規模帳』から杣山に関する条項を抜粋したものである。同『規模帳』の条項は243条に登るが、内、杣山に関わる条項は8項目確認できる。これらの条項では、

- ①宮古島は山林がなく材木の不自由な所なので杣山の造成を命じてあること。
 - ②杣山惣主取として「在番筆者1人・頭1人」を任命すること。
 - ③各間切(平良・下地・砂川)に下知役「首里大屋子か与人の内の1人+目差1人」を設けること。
 - ④杣山仮筆者を10人配置してきたけれども、これを縦横目方へ1人・耕作仮筆者へ9人割り当て、山方には各村とも杣山筆者1人を配置すること。
 - ⑤在番・頭は年に1度村を巡回し、耕作・杣山の検分を行うこと。
 - ⑥平良5か村以外は、首里大屋子・与人同様、目差・杣山筆者・耕作筆者の詰家を番所構内に造り、外宿(外泊)はいっさい禁止すること。
 - ⑦詰家は茅葺きで造り、番所・苧積屋へ類火が及ばないよう引き離して造ること。
 - ⑧村番所の宿番には14才以下の男童を1人づつ付けること。
 - ⑨村詰めの時の番所の炉油は村役が準備してきたが、今後は自分で準備すべきこと。
- などが指示されている。尤も、条項中に「勤務の方法を別冊を以て申し渡して置く」とあり、上記の『規模帳』とは別に『杣山職務帳』が交付されていて、これに基づく、多くの指示事項が出されている。

『与世山親方宮古島規模帳』(抜粋)

一、其島之儀、山林無之材木不自由之所ニ而杣山仕立方被仰付置、且亦、耕作方之儀題目之御仕置ニ而両様共下知方入念候様段々被仰渡置候処、別而大形相見へ甚以不可然候。依之一廉手替之勤無之候而不叶候付、左之通役々召立勤方之次第別冊を以申渡候間、隨分励精力下知方可入念候。尤在番方江も見分之上差引承届、帰帆之節其首尾申出候模申渡候事。

(対訳)

1、宮古島は山林がなく材木の不自由な所なので杣山の造成を命じ、且亦、農耕作も重要な仕事なので、両方とも指示方には念を入れるよう命じてあるが、特別、怠っている様に思われ大変いけないことである。これにより一廉ぬきんでた働きがなければならないので、左の通り役々を設け勤務の方法を別冊を以て申し渡して置く。随分、仕事に励み精力的に指示方には念を入れるべき事。尤も在番方へも検分の上、出来高を届け、琉球

に帰帆の節、その経過・結果を報告する規則を申し渡す。

一、宮古島耕作方並榎山方總主取、在番同筆者壱人・頭壱人。

(対訳)

1、宮古島の耕作方・榎山方の總主取は在番筆者1人・頭1人。

一、平良間切右下知役、首里大屋子与人之間壱人・目差壱人。

附 百姓農功之者より地功者とて壱人可召付候。

一、砂川間切、右道断。

附 右道断。

一、下地間切、右道断。

附 右道断。

(対訳)

1、平良間切の耕作方・榎山方の下知役は、首里大屋子か与人の内、1人・目差1人。

附 百姓で農耕に功績のある者から地功者と称して1人召し付けるべき事。

1、砂川間切の耕作方・榎山方の下知役は、首里大屋子か与人の内、1人・目差1人。

附 百姓で農耕に功績のある者から地功者と称して1人召し付けるべき事。

(対訳) (説明) (説明)

1、下地間切の耕作方・榎山方の下知役は、首里大屋子か与人の内、1人・目差1人。

附 百姓で農耕に功績のある者から地功者と称して1人召し付けるべき事。

一、榎山仮筆者拾人被召立置候処、山方勤ハ村々榎山筆者壱人完ニ而相済候間、右仮筆者之儀者引之候而、九人者耕作仮筆者相賦、壱人ハ惣横目方筆者不足候間彼仮筆者江可召付事。

(対訳)

1、榎山仮筆者を10人配置してきたが、山方勤務は各村の榎山筆者一人づつで済むことなので、右の仮筆者については榎山からはずし、9人は耕作仮筆者に割り当て、1人は総横目方の筆者が不足しているので総横目方の仮筆者に割り当てるべき事。

一、在番頭百姓引合ニ諸村罷通候儀、年ニ壱度罷通其時耕作榎山之見分迄可致兼務事。

(対訳)

頭書・幕山脈・見付 (平成8年) [勝浦県・宮大夢田宣]

1、在番・頭は、百姓確認のため年に1度は各村を巡回し、その際には耕作・杣山の見分まで兼務いたすべき事。

一、諸役人村詰之時、首里大屋予・与人ハ番所、目差・杣山筆者・耕作筆者ハ外宿仕候付宿主及迷惑由候間、向後番所内ニ目差詰家壱軒廄共三間角、杣山筆者・耕作筆者詰家壱軒完廄共長三間ニ横二間半、村所役ニ而相調外宿之儀ハ一向可召留事。

附一、番所囲内広有之候間、目差・杣山筆者・耕作筆者詰家之儀かや葺相調、万一、出火有之候共番所・苧績屋江類火之念遣無之様可引放置候。囲狭右之見合難成者跡地を以可相達候也。

一、平良五ヶ村ハ諸役人居所ニ而も番所囲内に詰家作候ニハ不及候也。

(対訳)

1、諸役人が村詰めして勤務する時、首里大屋予・与人は番所に宿泊し目差・杣山筆者・耕作筆者は外宿するので宿主に迷惑をかけている。今後は番所内に目差の詰家1軒(廄を含め3間角)、杣山筆者・耕作筆者の詰屋を1軒(廄を含め長3間・横2間半)づつ、村役たちで造り、外宿についてはいっさい禁止すべき事。

附1、番所囲内は広いので目差・杣山筆者・耕作筆者の詰家はかや葺で造り、万一出火があっても番所・苧績屋へ類火の心配がない様引き離しておく事。番所囲内が狭くそのように出来ない場合は後地に造るべき事。

1、平良5か村は諸役人が居住している所であるが、番所囲内に詰家を造る必要はない。

一、曖役人・杣山筆者・耕作筆者・同仮筆者宿番之儀、拾四歳以下之男童壱人完可相付事

(対訳)

1、管轄の役人・杣山筆者・耕作筆者・同仮筆者の宿番については、14才以下の男童を1人づつ付けるべき事。

一、諸村曖役人・耕作筆者・杣山筆者村詰之時炉油之儀、其村所役ニ相達來事候得共、向後右炉油自分ニ而可相達事。

(対訳)

1、諸村管轄の役人・耕作筆者・杣山筆者が村詰めする時の炉油については、その村の役で調達してきたが、今後は右の炉油は自分で調達すべき事。

5 『富川親方宮古島規模帳』(1874年)に見る杣山関連事項

次の条項は『富川親方宮古島規模帳』から杣山に関する条項を抜粋したものである。同『規模帳』の条項は240余条に登る。内、杣山に関わる条項は4項目であるが、条項中に「杣山方式帳等を交付して置く」とあり、この規模帳の他に「杣山方式帳」「杣山職務帳」が交付され、これに基づき、杣山に関する勤務事項や杣山造成事項・罰則事項など多くの指示事項が出されている。

これらの条項では、

- ①杣山造成は重要なので「惣主取は、在番筆者1人・頭1人」「下知役は、1間切に首里大屋子か与人の内1人宛・目差1人宛」の役々を設け、「杣山方式帳」を交付しておくので、下知方には精力的に専念すべきこと。
- ②これら役人の交代の時は、在番は新在番筆者が赴任し次第「惣主取」を任命し、「頭の惣主取」は王府で検討して任命、下知役は在番・頭で人柄を調べ上申書を王府へ送付すべきこと。
- ③宮古島は山敷地が狭く次第に憔悴して材木が不自由なため、船作業にも支障をきたし、雇船で諸物の運送を行っている。蔵元並び諸所の新築補修・家屋建築用の材木等は沖縄本島に注文し、又は馬艦船の水主共が持ち下りのを購入し、島の損失は大きいなものとなっている。「杣山方式帳」に基づき、杣山の造成・養生・取締りなどに専念し、将来諸木を繁茂させ島用として自給できるよう考慮すること。
- ④杣山の内、大野杣山・皆粉地杣山は特別な所柄で、広大な敷地となっている。他所の杣山と同様に各村分を以て造成させていたのでは間に合わないので、皆粉地杣山は保良・新城・比嘉・長間・福里・西里添村、8か村で造成し、大野杣山は先の8か村を除く他村に割り振り、両手に分けて造成すること。
- ⑤杣山の諸木の間引きをする時には「杣山方式帳」に基づき行うこと。
- ⑥杣山の材木を伐採する時には在番・頭の決裁許可を取って行うこと。
- ⑦正月・婚礼の時、新松を活けるのは松の造林に支障があるので、蔵元・仮屋・頭方は松枝、その他は有り合わせの枝木を活ける様に取り締ること。
- ⑧炭の焼き出しへは、杣山が憔悴しているので、禁止する。各座・在番方、住持・詰医者は薪木に繰替え、頭や役人達にお盆・歳暮用として炭を贈ることは禁止すること。
- ⑨各村とも士族・百姓を動員して、村の山野に村用として、毎年、松種子を百坪程づつ時節に合わせて蒔き入れさせること。所柄によっては百坪の坪高以外にも蒔き入れさせること。在番・頭は村を巡回する時、その坪高・萌立・繁茂の程度を小帳に記し、王府へ報告すること。
- ⑩仮屋・寺・人家の屋敷の屋敷囲い・村の抱護は重要な事なので、場所を考えて櫻木・福

木・松・その他の諸木を植樹し繁茂させるよう配慮すること。
などが指示されている。

『富川親方宮古島規模帳』（抜粋）

一、農務仕付杣山仕立方ノ儀題目成御仕置ニテ、左ノ通役々被召立、農務帳・杣山方式帳等被渡置候間、隨分励精力下知方可入念候。尤在番方ニモ御模通見分ノ上差引承届、帰帆ノ節其首尾可申出事。

一、耕作方并杣山方惣主取、在番筆者一人・頭一人。
一、右同下知役一間切ニ首里大屋子与人ノ間一人宛・目差一人宛。
(対訳)

1、農耕作・杣山造成の儀は重要な事なので、左の通り役々を設け、農務帳・杣山方式帳などを渡して置く。随分と励み下知方には精力的に専念すべきこと。尤も在番方も規則の通り見分の上差し引き計算し、帰帆の際にその経過・結果を報告すべきこと。

1、耕作方・杣山方の惣主取は、在番筆者1人・頭1人。
1、耕作方・杣山方の下知役は、1間切に首里大屋子・与人の内1人宛、目差1人宛。

一、右役ノ代合ノ節、在番筆者ハ罷下次第在番ニテ相賦申渡、早便ヨリ御届可申越候。頭ハ於御当地御見合可被仰付候。下知役ハ在番頭ニテ人体相調部才力ス可申越事。

(対訳)
1、右役の交代の際は、在番筆者が宮古に赴任し次第在番で割り振り申し渡し、早便で王府へご報告すべきこと。頭の場合は王府で検討し任命する。下知役は在番・頭で人柄を調べ上申書を王府へ送付すべきこと。

一、材木ノ儀難差欠用、殊ニ脱体山敷狭材木不自由ノ上連々及憔悴、地船作事モ不相調雇
船ヲ以諸物致運送、蔵元并諸所普請修補脇方家作用ノ材木等御当地ヨリ逃下又ハ馬艦船
水主共持下候ヲ買取、島方不益不輕候間、方式帳通仕立養生取締向等一稜入念、往々諸
木盛生島用無支相弁候様精々可致差引事。

附
一、杣山仕立締向等、諸村各最寄分ヲ以可申付、尤大野并皆粉地杣山ノ儀格別成所柄早
々令盛生様無之候テ不叶、大分ノ敷場余ノ杣山敷同様、各村分ヲ以仕立サセ候テハ届
兼候間、皆粉地杣山ハ保良・新城・比嘉・長間・友利・砂川・福里・西里添村、都合
八ヶ村、大野杣山ハ右外之村々へ賦付、両手ニ差分仕立方可為致候也。

- 一、杣山諸木間フケノ節、杣山方勤職帳ノ通可取行候也。
- 一、材木伐取候節ハ構ノ向ヨリ在番頭印紙を以伐取、右印紙ニテ帳面相払、在番頭致印形、惣横目ニテモ取調べ可致候。
- 一、正月並婚礼等ニ付シン松活候儀、松仕立ノ故障不輕事候間、蔵元仮屋々々頭方ハ松枝、右外ハ成合ノ枝木活候様可致取締候也。
- 一、炭ノ儀、當時杣山憔悴ニ付一往焼出方被召留置候間、座遣并在番方・住持・詰医者有付ハ薪木ニ繰替、頭役々へ盆・歳暮遣等ハ可召留候。
- 一、村々山野々々へ各村用トシテ系持百姓等打込、毎年松種子百坪程宛時節見合暖役人見分ヲ以蒔入、所柄次第右坪高外ニモ蒔重サセ、其首尾在番頭承届、面引合罷通候節々氣ヲ付致差引、左候テ坪高・萌立・盛生ノ程合小帳取添可申越候。

(対訳)

1、材木は用に欠かし難く、特に大方の山敷は狭く材木は不自由なうえ次第に憔悴し、地船作業も調達できず、雇船を以て諸物の運送を行い、蔵元並び諸所の新築修補はもとより家造りの材木等も沖縄本島に注文し、又は馬艦船水主共の持ち下るのを買い取り、島方の損失は軽くはないので、「方式帳」の通り、造成・養生・取締り等には一稟念を入れ、将来は諸木を繁茂させ島用に支障なく供給できるよう精々考慮いたすべきこと。

1、杣山造成・取締等は諸村・各最寄分を以て申し付けること。尤も、大野杣山並び皆粉地杣山は特別な所柄で早々に繁茂させなければならず、大分の敷場・余所の杣山敷と同様に各村分を以て造成させては間に合わないので、皆粉地杣山は保良・新城・比嘉・長間・友利・砂川・福里・西里添村、都合8か村、大野杣山は右村を除く他村に割り付け、両手に分けて造成すべきこと。

1、杣山諸木の間引きの際は「杣山方勤職帳」の通り取り行うべきこと。

1、材木を伐採する際は、担当の者から在番・頭の印紙（書類決裁）を以て伐採し、右書類決裁で帳面払いをし、在番・頭の押印をして惣横目も取調べを致すべきこと。

1、正月並び婚礼等に付き新松を活けることは、松造林に大きな支障を与えるので、蔵元・仮屋々々・頭方は松枝、右の他は有り合わせの枝木を活ける様、取り締ること。

1、炭の儀は、この節は杣山が憔悴しており、一応、焼き出しを禁止するので、各座の使用分並び在番方・住持・詰医者の分は薪木に繰替え、頭や役人達への盆用・御歳暮用等は禁止すべきこと。

1、村々・山野々々へ各村用として士族・百姓らを動員し、毎年、松種子を百坪程づつ時節を見計らい管轄の役人の検分を以て蒔き入れさせ、所柄によっては右の坪高以外

にも蒔き重ねさせ、その経過・結果を在番・頭は確認し、百姓との対面で村を巡回する時、気をつけて計算し、そうして坪高・萌立・繁茂の程度を小帳に取り添え報告して来ること。

一、仮屋々々并寺敷人々屋敷囲村抱護ノ儀、肝要成事ニテ令不念候テハ風水ノ故障ハ勿論雨ノ節人家田畠ノ損失モ出来所中衰微ノ基、不可然事候間、場所見合檜木・フク木・松、其外成合ノ諸上木等植付令盛生候様可取計事。

(対訳)

1、仮屋々々並び寺敷地・人々の屋敷囲い・村の抱護は重要な事なので、配慮しなくては風水の故障はもとより、雨の時に人家・田畠の損失も出てきて地域の衰微の基である。そうあってはいけないので、場所を考えて檜木・福木・松・その他、有り合わせの諸上木などを植樹し繁茂させるよう取り計らうべきこと。

5、『富川親方宮古島杣山職務帳』(1874年)に見る杣山制度

この『職務帳』は1749年の在番・頭が立案したもので、1768年に与世山親方検使の時に交付し、翁長親方(1857年) 検使を経て、1874年の検使・富川親方が変更事項等を加除訂正して交付したものである。

内容は、杣山に関する「諸事勤之事」・「杣山之事」・「杣山取締方之科定」で構成されている。

(1)「諸事勤之事」では
①杣山の下知役はこれまで与人3人・目差3人であったが、1869年に与人4人・目差4人の定勤となり、宮古島に3手・伊良部島に1手、合計4手に下知役を配置してあること。
②杣山方には筆者9人・関番加勢筆者16人、合計25人を杣山職でない者から定勤を申し付けること。

- ③毎日の出勤は午前10時、退座は午後2時。多忙な時は刻限に構わず勤務すべきこと。
④出勤したら規律正しく1礼してから仕事にとりかかること。
⑤外勤並び忌引・病氣で休暇を取る者は午前10時までにその理由書を提出すべきこと。
⑥後年、参考となる帳面や書類は1つの帳面に掲載し、年号・月日を付して引き継ぎすべきこと。
⑦台風並び役座付近に火事があった場合は、早速、関連の座元へ駆けつけ座元を保護すべきこと。
⑧杣山保護の勤務帳は毎年2月・4月・10月に虫払いを行うこと。
⑨諸帳面・諸書類・万控差紙などは全て芭蕉紙を用いるべきこと。
⑩杣山の仕立・養生・取締りなどは、惣主取に限らず両人の頭も一緒に熟談して行うべき

こと。など、日常業務の勤務姿勢等について細かい指示が出されている。

(2)「杣山之事」では

- ①宮古島は昔から山林がなく、造船や家の材木は琉球や八重山に依存して特に不自由な所だったので、先年、杣山仕立方を命じ、役々を設けて係・役人を配置してある。山林の仕立・養生・取締方には専念して山林を繁茂させるべきこと。
- ②家の築造・船作業・諸道具類には全て木を用いる。樹木の場合は農業と異なり数十年も経過しなければその用をなさないものである。男女末々までも心得て杣山を大切にし、山法に基づいて下知方には精を入れるべきこと。
- ③杣山仕立は、山方役人・村役人とも心を一つにして杣山方式を良く理解し、総主取の指示を受け、在番立会いの上、百姓男女へもその趣旨を説明して造林に専念すべきこと。など、杣山整備の目的とその重要性を説き、役人百姓一体となって造林整備に専念するように指示、更に、
- ④杣山の内、皆粉地杣山・大野杣山の2か所は特別な所である。皆粉地杣山は殆ど開地して4・5年間は松種子を蒔いてきたがまだ残高が多いので、皆粉地杣山は保良・新城・比嘉・長間・友利・砂川・福里、合計7か村と西里添村、大野杣山は右8か村の他の村に割り振って、年々、耕作の余力を見合わせて造成すること。この2か所の造成が終ったら、その他の杣山の造林整備を所柄や後先を考えて計画すること。
- ⑤小松の密集している所は間引きして、使用できる物は役所用とし、余りは各村の百姓共に配当すること。
- ⑥松種子は、年々、時期を間違えずにもり取って集め、敷地をあらかじめ焼き払っておいて、10月頃に蒔き入れること。
- ⑦イヌマキ・シイノキ・イジュ・イスノキは、実が熟した時分に松種子と同様にもり集め、種子おろしをして、生育次第、場所を考えて移植すること。
- ⑧イヌマキ・福木・ハゼノキ・センダンの木は、元々、島中にあるので、これも種子おろしをして、里山・杣山の土手内に場所を見はからって蒔き入れること。
- ⑨造林した山について、樹木を植えるだけで下草の除草を行わなければ樹木は成長しないので、管轄下の山々の老若男女を集めて下草の除草を行うこと。
- ⑩余所から移り火がないよう「火の用心の道」を横3間ほど開け通し、春秋の両度、除草を行うこと。
- ⑪万一、山中に出火があった場合には、他村であっても最寄りの役人並び百姓は馳せ参じて消火にあたること。

⑫山仕事は、時期を逸しないよう予てより日柄を調べ、在番・頭の確認の上、敷地・坪高を各村の成人の人数に応じて割り振り、書類決裁のうえ働くこと。
など、杣山造成・造林にあたって、その順序・植樹方法・育樹方法・火災防除・管理監督などについて細かい指示を与えていた。

(3)「杣山方取締方科定」では

- ①杣山を焼失した場合は敷地 1 坪に付き科米 6 合先を申し付けること。
- ②杣山を焼き払う目的で出火した者は、吟味の上、一生流刑を申し付けること。
- ③杣山の用木を盗んだ者は 1 本に付き科米 6 斗先。若松を盗んだ者は 2 倍の弁償。
- ④杣山・里山に牛馬・山羊を繋いだ者は土族は科米 6 斗、百姓は科牢 1 日執行すること。
- ⑤山仕事の際、与人・目差・担当の筆者が現場に赴かない場合は科米 6 斗先、担当のさばくりは右に準じて科鞭を執行すること。

など、杣山保護を目的に厳しい罰則を定めている。

『富川親方宮古島杣山職務帳』

諸事勤之事

一、杣山仕立下知役、与人四人・目差四人、定勤之事

附

一、本文下知役之儀、与人三人・目差三人被召立置候処、右人数ニテハ下知方差支候付
与人一人・目差一人被召重、大地中三手・伊良部島一手、都合四手ニ相賦下知方被仰
付度、同治八巳年御差図之上其通被仰付置候也。

(対訳)

1、杣山仕立（造林整備）下知役は与人 4 人・目差 4 人の定勤の事。

附

1、本文下知役の儀、与人 3 人・目差 3 人の定勤にしてあったが、右の人数では下知方に支障があるので、与人 1 人・目差 1 人を加え、宮古島に 3 手・伊良部島に 1 手、合計 4 手に分けて下知役を仰せ付けられたく、同治 8 年（1869 年）に指示を受けその通り命じてある。

一、代合之砌ハ御規模通人体相調部、御当地へおかす差登御印紙を以可相済候也。

(対訳)

1、下知役交代の際には規則通り人柄を調べ、ご当地（王府）へ上申書（勲功を記した

書類=推薦書)を提出し、印紙(書類決裁)をもって任命すること。

一、当時榎山及憔悴、仕立・養生・取締向等、一稟不入念候テ不叶候、首里大屋予ヨリ二人係被仰付置候間、代合之節ハ人体見合、御当地ハおかす差登御印紙ヲ以可相済事。
(対訳)

1、当節は榎山が憔悴し、仕立・養生・取り締りなど、特に念を入れなければならず、首里大屋予から二人が係として命じられているので、係が交代する際には人柄を調べ、ご当地(王府)へは上申書(推薦書)を提出して書類決裁を以て任命すること。

一、榎山方、筆者九人・閑番加勢筆者拾六人、都合式拾五人、無之者ヨリ定勤申付、尤、代合之節ハ構之役人ヨリ人体相調部、倍寄ヲ以おかす申出、在番印紙ヲ以可申付事。

附 閑番加勢筆者拾六人之内、六人ハ同治八巳年御差図之上被召重候也。
(対訳)

1、榎山方には筆者9人・閑番加勢筆者16人、合計25人を榎山職でない者から定勤を申し付け、交代の際には控えの役人から人柄を調べて交代人数の2倍の推薦書を提出し、在番の辞令書を以て任命すること。

附 閑番加勢筆者16人の内、6人は1869年に差図を受け増加したものである。

一、役儀申付候ハバ在番・同筆者・頭の所門迄罷出引合候事。

(対訳)
1、役職を申し付けられたら在番・同筆者・頭の所門まで出頭し確認を得ること。

一、詰所之儀、御用布座三番座へ可相談事。

(対訳)
1、詰所(事務所)については御用布座の3番座を充当するよう相談すべきこと。

一、毎日四ツ出、ハツ刻退座、繁多之時ハ刻限無構可相勤事。

(対訳)
1、毎日の出勤は午前10時、退座は午後2時、繁多な時は刻限に構わず勤務すべき事。

附

一、致出座候ハバ律儀ニ一礼マテ勤方可取付候也。

一、夜番之儀、筆者九人・閑番加勢拾六人ノ内、榎山非番の面々三番ニ相賦、夜詰之方

ハ昼夜共相詰諸用筋相弁、自然夜詰欠之方ハ在番・頭へ申出、小与座法様之通罪科可

申付候。尤、後番注文ハ当番ニテ覺書相調、前日構之藏筆者へ可差出候也。

一、番日番・番半毎、与人・目差之間一人月番ヲ以蔵元へ四ツ時出、諸用筋相弁候事。

(対訳) 附 在番・頭の指示を受けて執り行う公事は間違いなく日番ごとに担当の蔵筆者へ提出すべきこと。

1、出勤したら規律正しく一礼してから仕事に取りかかること。

1、夜勤については、筆者9人・関番加勢筆者16人の内、榎山非番の者共を3班に分け、夜勤の班は昼夜とも勤務して諸用を執り行うこと。理由もなく夜勤を欠勤した者は在番・頭へ報告し、小与座の規則の通り罪科を申し付けること。尤も後番の代理人を願い出るときは、前日に担当の蔵筆者に覺書を提出すべきこと。

1、日番・番半ごとに与人・目差の内から一人月番を決め、月番は午前10時には蔵元出勤し諸用を執り行うこと。

一、山方諸事取次并検見、酉日方、蔵筆者構之事。

(対訳)

1、山方諸事の引き継ぎ並びに検見は、午後6時、蔵筆者の担当である。

一、外公事并忌煩當病暇乞方ハ、四ツ時前、其訳書付ヲ以可差出事。

(対訳)

1、外勤並びに忌み煩い病に当たり暇を乞う者は、午前10時前にその理由書を提出すべきこと。

一、在番・頭差団之上可召行公事ハ無間違番日番毎構之蔵筆者へ可差出事。

附 急用之節ハ其訳申出何時モ可差出事。

(対訳) 在番・頭の指示を受けて執り行う公事は間違いなく日番ごとに担当の蔵筆者へ提出すべきこと。

1、在番・頭の指示を受けて執り行う公事は間違いなく日番ごとに担当の蔵筆者へ提出すべきこと。

附 急用の時にはその理由を申し出ていつでも提出すべきこと。

一、諸差紙并万訴書之儀、在番・頭へ直ニ差出候ハバ不締之基不宜候間、構之蔵筆者へ可差出候。

(対訳) 在番・頭の指示を受けて執り行う公事は間違いなく日番ごとに担当の蔵筆者へ提出すべきこと。

1、諸差紙並びに万訴書について、在番・頭に直接提出しては不締の原因となり宜しくないので、担当の蔵筆者へ提出すべきこと。

一、道具帳相仕立、日記並諸道具相記、代合之砌可致次渡事。

(対訳)

- 1、道具帳を作つて日記並び諸道具を記帳しておき、係の交代の際は引継ぎを行うこと。

一、万書付ニ日付無之又ハ次書ニモ同上と書候儀、不宜候間、月日慥力ニ可相記事。

(対訳)

- 1、万書付に日付がなく又は奥書にも同上と書いている。宜しくないので月日を確實に書き記すこと。

一、火用心之儀、入念、毎日消跡、与人・目差首尾可承届事。

(対訳)

- 1、火の用心には念を入れ、毎日、火を消した後、与人・目差に顛末を報告すべきこと。

一、大風并役座近方出火有之節ハ早速連座元へ走寄可致格護事。

附 出勤並欠勤之面々、書付ヲ以テ構之藏筆者へ可差出候、尤、欠之方へ小与座法様之通罪科可申付候也。

(対訳)

- 1、台風並びに役座近くで出火があった場合には、早速、関連の座元へ走り寄り座元を保護いたすべきこと。

附 出勤並び欠勤した者は、書類でもって担当の藏筆者へ報告すべきこと。尤も、欠勤した者へは小与座の規則通り罪科を申し付けるべきこと。

一、後年見分相成候帳并書付之類ハ一帳ニ書載、則々在番・頭印押次渡可致、尤年号月日付無之候テハ至る永年分明無之候間慥ニ可相記事。

(対訳)

- 1、後年参考となる帳面や書類の類は1つの帳面に掲載し、すぐに在番・頭の押印をして引き継ぎいたすべきこと。尤も、年号月日の記載がないと長年の間には分からなくなるので確実に記載すべきこと。

一、役所之儀、平日入念見格護、又ハ内外払除結構ニ仕、代合之砌差図之通堅固ニ請取渡可有之事。

(対訳)

- 1、役所については日頃から念入りに監視保護いたし、又は役所の内外ともよく掃除を行

つて、交代の際には堅固な状態で引き渡すべきこと。

一、下遣之儀、御用布座下遣へ兼務申付候事。

(対訳)

1、下使い（小使）については、御用布座の下使いに兼務を申し付ける事。

**一、山方格護之詰帳、毎年二・四・七・十月虫払可致候、尤虫相附又ハ致失却候ハバ屹ト
其咎可申付事。**

附 年來久敷字面分明無之候ハバ、在番・頭へ申出、書役問合座へ差出、在番・頭印押
格護可致候也。

(対訳)

1、山林保護の勤務帳は毎年2月・4月・7月・10月に虫払いを行うべきこと。尤も虫
喰い又は紛失した場合には必ずその咎を申し付けるべきこと。

附 長年経過していて文字の判明ができない場合には、在番・頭へ提出し、書類係は問
合座へ提出して、在番・頭押印の上、保護いたすべきこと。

一、諸帳諸書付之外、万扣差紙等、都テ島中ニテハ芭蕉紙可相用事。

(対訳)

1、諸帳面・諸書類の他、万控差紙などは島中では全て芭蕉紙を用いるべきこと。

**一、当時榎山及憔悴候付、山方一件、去午年被仰渡置候通、惣主取ニ不限、兩人之頭モ相
合、一致熟談ヲ遂、仕立・養生・取締旁行届候様可取計事。**

(対訳)

1、当節は榎山が憔悴に及んでいるので、山方一件、去る午年（1870年）に仰せ渡し
置いた通り、惣主取に限らず両人の頭も一緒になって一致熟談し、山林の仕立・養生・
取締りなど、行き届くように取り計らうべきこと。

**一、榎山惣主取筆者之儀、此中問合方へ相勤來不宜候間、向後、本職榎山方へ出勤、惣主
取差図を請本職之勤可入精事。**

(対訳)

1、榎山惣主取筆者については、この間、問合方へ勤務していく宜しくないので、今後は
本職の榎山方へ出勤し、惣主取の指示に従って本職の勤めに精を入れるべきこと。

杣山之事

一、其島之儀、往古ハ山林無之、船作事・家材木等、御当地又ハ八重山島ヲ便相達別テ不自由ニ付、先年杣山仕立方被仰付係リ役々等被召立連々分ケテ被仰渡置趣モ候付、其汲分ヲ以仕立方取締向等行届令盛生、船楷木・家材等相達重宝相成來候処、近來仕立・養生・取締向等不行届猥ニ伐取候所ヨリ追年憔悴相増、藏方ヲ始村々家作用之木板專ご当地ヨリ口口下、又ハ馬艦船々方共持下候テ買取不自由者勿論島中之不益不大形事候条、向後係役々隨分職務相励、仕立・養生・見締向等取分入念追々令盛生候様可取計事。

(対訳)

1、宮古島は昔は山林がなく、船作業や家の材木などは琉球又は八重山を頼って調達し特別に不自由だったので、先年、杣山仕立（造林整備）方を命令し、役々を設けてそれぞれ係・役人を配置してきた。その趣旨を汲んで仕立方や取締向なども行き届き、山林を繁茂させて船の楷木・家の材木などを調達し重宝なものとなってきたが、近年、仕立・養生・取締方などが行き届かず、妄りに伐採などをすることで年々憔悴が進み、藏元をはじめ村々の家作り用の木・板は専ら琉球から買い求め、又は馬艦船の船員共が持ち寄ってくるのを買い取ったりして不自由はもとより島中の不利益となっている。今後、係・役々は随分と職務に励み、山林の仕立・養生・取締方などに特に念を入れ、追々、山林を繁茂させるよう取り計らうべき事。

一、家普請・船作事并諸道具等、皆木ヲ以相調候儀ハ勿論、焼物・かな物・衣類・其他万事之品物、皆共木ヲ頼候テ相調申物候儀案中之事候。尤衣食之儀ハ年々人々働ヲ以相調候故、人居何分相重候共田畠之本法ヲ以致作毛家業入精候ハバ衣食ニ付テハ不足無之積候。樹木之儀ハ作毛トハ相替、數十年相続不申ハ樹木之用不相立、殊ニ大材木ハ七・八十年・百年モ相經其用相立候付、杣山別テ肝要ニ被仰渡置候間、此旨男女末々迄モ為致得心、杣山之儀猶以大切ニ相心得、隨分山法之通下知方入精事。

(対訳)

1、家の築造・船作業・諸道具類等は全て木を以て調えるのは勿論の事、焼物・金物・衣類・その他の色々な品物も全て木を頼りに調えるものであることは当然である。尤も、衣食については年々人々の働きで以て調えるので、人口が幾ら増えようとも田畠の本法に基づき農作・家業に精を入れれば衣食に不足はでないものと思う。樹木の場合は農作と異なり、数十年も経過しなければ樹木の用にならず、殊に大材木は70・80年、100年も経過しなければその用をなさないものなので、杣山については特に厳重に指示してある。此の旨、男女末々までも心得て杣山については大切に心掛け、随分、山法に基づき下知方には専念する事。